

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 杉戸町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	13	アセトニトリル	1	12	540	24	540	0	0
1	53	エチルベンゼン	4	4	30,400	7	0	0	30,400
1	71	塩化第二鉄	1	12	1,500	20	1,500	0	0
1	80	キシレン	5	1	437,000	2	0	0	437,000
1	82	銀及びその水溶性化合物	2	10	3,600	18	1,800	340	1,400
1	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	1	12	1,200	21	1,200	0	0
1	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1	12	560	23	560	0	0
1	281	トリクロロエチレン	2	10	5,700	14	5,700	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	5	1	305,000	4	0	0	305,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	4	4	27,500	8	0	0	27,500
1	300	トルエン	5	1	1,042,500	1	2,500	0	1,040,000
1	308	ニッケル	1	12	8,200	11	8,200	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	12	19,000	10	10,000	8,200	0
1	392	ノルマル-ヘキササン	4	4	341,000	3	0	0	341,000
1	400	ベンゼン	4	4	64,000	5	0	0	64,000
1	411	ホルムアルデヒド	1	12	4,800	15	0	0	4,800
1	438	メチルナフタレン	1	12	870	22	870	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	12	4,100	17	4,100	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	3	8	42,600	6	42,600	0	0
3	6	塩素	1	12	7,800	12	7,800	0	0
3	21	硝酸	1	12	4,800	15	4,800	0	0
3	24	テトラヒドロフラン	1	12	2,400	19	2,400	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	12	6,300	13	6,300	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	8	21,210	9	21,210	0	0
合計			—	—	2,382,580	—	122,080	8,540	2,251,100

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量 : 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。